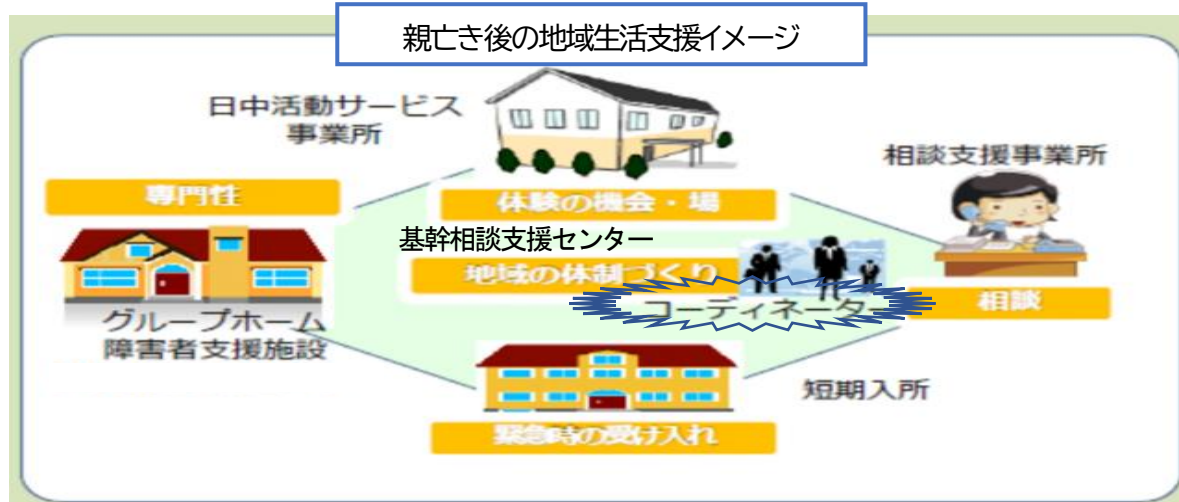


## 流山市地域生活支援拠点等の整備について

- ◆地域生活支援拠点等の整備→令和2年度末までに市町村に少なくとも一カ所整備すること。
- 地域生活支援拠点等の仕組み



※ 流山市は①相談、②地域の体制づくり（コーディネーター）、③緊急時の受け入れ、について整備する。

### 3 事業の概要

#### ① 相談

相談支援体制の整備として、基幹相談支援センターを一カ所設置し、相談支援体制の中心として次の役割を担わせる。（現在の委託相談支援事業所に委託することを想定）

●総合的・専門的な相談支援（ひきこもり含む） ●地域の相談支援体制の強化等

#### ② 地域の体制づくり（コーディネーター）

緊急時に対応できるコーディネーターを配置し、24時間365日の相談に対応できるようにする。（委託相談支援事業所のうち、一カ所に委託することを想定。）

●緊急時受入に関する調整・対応（24時間365日対応）等

#### ③緊急時短期入所受入事業

緊急受入れをした事業所について、受入れに対する費用を一部負担する。  
（複数の事業所に委託することを想定）

### 4 その他

現在の進捗状況については、実施要綱・仕様書を作成しているところである。